

別紙

I. 事業評価総括表

(単位：円)

番号	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間接 交付金事業者名	交付金事業に要 した経費	交付金充当額	備考
1	広報・調査等事業	六ヶ所村	24,690,959	21,802,000	

(備考)

事業が二つ以上の場合には必要に応じて欄を設けること。

II. 事業評価個表

番号	交付金事業の名称			
1	広報・調査等事業			
交付金事業者名又は間接交付金事業者名			六ヶ所村	
交付金事業実施場所	六ヶ所村内 ほか			
交付金事業の概要	六ヶ所村民の原子力・エネルギー施設等に係る理解促進を図るため、以下の事業に交付金を充当します。 1 調査事業 2 広報事業 3 連絡調整事業			
総事業費	24,690,959円	交付金充当額	21,802,000円	
		うち文部科学省分		
		うち経済産業省分	21,802,000円	
交付金事業の成果目標	本村において、原子燃料サイクル事業は経済の発展や産業の振興を支える中心的な役割を果たしており、村民の原子力に対する関心は極めて高く、原子力等に関する多様な知識の普及が必要であることから、村民向けの見学会などの実施により、原子力やエネルギーについての理解促進を図ります。			
交付金事業の成果指標	原子力関連施設見学会へ参加した村民へのアンケート結果において、見学会参加前に比べて原子力関連施設に関する理解が深まったという回答を6割以上得ます。			
交付金事業の成果及び評価	見学会実施後のアンケートでは、「親子でエネルギーについて実験などを通して楽しく学ぶことができた」「使用済み核燃料の地層処分について分かった」（親子見学会）や「原子力発電所では、自然災害が発生しても、事故が起こらないよう、様々な対策をしていることが分かった」（一般見学会）などの回答が多数ありました。また全ての見学会アンケートを通して、見学会参加前に比べて原子力関連施設に関する理解が深まったという回答を8割以上得ることができました。 これらのことから、エネルギーの大切さと原子力関連施設の現状把握や理解促進に成果が現れているものと考えます。			
交付金事業の契約の概要				
	契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額
	原子力安全管理委員会視察調査県内バス借上	随意契約(少額)	大泉運輸(株)	165,000円

料			
原子力安全管理委員会視察調査県外バス借上料	随意契約(少額)	青森第一旅行(株)	297,000円
原子力関連施設立地点調査バス借上料	随意契約(少額)	青森第一旅行(株)	159,500円
原子力関連施設立地点調査バス借上料	随意契約(少額)	青森第一旅行(株)	231,000円
「六ヶ所村原子力施設だより」パンフレット作成業務委託	随意契約(少額)	Y&I(株)	194,480円
親子対象放射線講座業務委託	随意契約(特命)	公益財団法人原子力安全技術センター	371,419円
原子力関連施設見学会(戸鎖・倉内自治会)県内バス借上料	随意契約(少額)	いやさか自動車(株)	112,200円
原子力関連施設見学会(戸鎖・倉内自治会)県外バス借上料	随意契約(少額)	青森第一旅行(株)	381,700円
原子力関連施設見学会(各自治会)県内バス借上料	随意契約(少額)	いやさか自動車(株)	129,800円
原子力関連施設見学会(各自治会)県外バス借上料	随意契約(少額)	青森第一旅行(株)	381,700円
出戸自主防災会視察研修県内バス借上料	随意契約(少額)	相和物産(株)	86,400円
出戸自主防災会視察研修県外バス借上料	随意契約(少額)	青森第一旅行(株)	205,200円
原子力関連施設親子見学会(1班)県内バス借上料	随意契約(少額)	大泉運輸(株)	146,880円
原子力関連施設親子見学会(1班)県外バス借上料	随意契約(少額)	青森第一旅行(株)	383,400円
原子力関連施設親子見学会(2班)県内バス借上料	随意契約(少額)	相和物産(株)	146,880円
原子力関連施設親子見学会(2班)県外バス借上料	随意契約(少額)	青森第一旅行(株)	388,800円

調査旅費	-	国内調査・委員・研修旅費 49 名	4, 274, 050円
その他調査費	-	資料購入費、雑費	437, 520円
参加者旅費	-	見学会参加者旅費 158 名	15, 932, 300円
その他一般事務費	-	冊子購入費、連絡調整会議旅費 2 名	265, 730円
成果及び評価に係る第三者機関の活用の有無			
無			

(備考)

- (1) 事業ごとに作成すること。
- (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
- (3) 交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条（目的）を踏まえて具体的に記載すること。
- (4) 交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。
- (5) 交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等をできる限り数値を用いて記載すること。
- (6) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。
- (7) 成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。